

半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第六号

半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成五年半田市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表中

種目	取扱区分	処理手数料
一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）	家庭生活から生ずる可燃ごみ及び不燃ごみを市が収集、運搬及び処分するとき。	四五リットルの指定袋一枚につき 五〇円 三〇リットルの指定袋一枚につき 三〇円 二〇リットルの指定袋一枚につき 二〇円
	家庭生活から生ずる粗大ごみを市が収集、運搬及び処分するとき。	一個につき 二、二〇〇円

を

<p>一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）</p>	<p>家庭生活から生ずる可燃ごみ及び不燃ごみを市が収集、運搬及び処分するとき。</p>	<p>四五リットルの指定袋一枚につき 五〇円 三〇リットルの指定袋一枚につき 三〇円 二〇リットルの指定袋一枚につき 二〇円 一〇リットルの指定袋一枚につき 一〇円</p>
<p>家庭生活から生ずる粗大ごみを市が収集、運搬及び処分するとき。</p>	<p>一個につき 二、二〇〇円</p>	

に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。